

京都府医療機関等物価高騰対策事業等交付金 Q&A (令和8年2月9日)

要領：京都府医療機関等物価高騰対策事業等交付金交付要領
手引：京都府医療機関等物価高騰対策事業等交付金申請の手引き

No	事業	業種	区分	質問	回答	参考
1	全体	共通	目的	交付金の趣旨・目的は。	物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関や社会福祉施設等の負担を軽減するため、それぞれの各施設の利用者の規模等に応じて、光熱費、食材費、医療材料費及び燃料費の支援を実施するものです。	要領第1条 要領別表 手引P1
2	全体	共通	対象	交付対象施設は。	令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、運営する者を対象とします。詳細は「要件期間の考え方」参照。 なお、医療材料費支援について、病院は国へ直接申請を行い、国から支給されます。	要領第3条 要領別表 手引P1～6 要件期間の考え方
3	全体	共通	対象	京都市内の施設も対象か。	【病院・診療所、助産所、施術所、歯科技工所、私立保育園等、薬局】 京都市内の施設は対象となります。 【障害者施設】 京都市内の施設は対象外です。 【介護サービス事業所】 京都市内の施設は対象外です。 ただし、食材費にあっては、京都市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）及び（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）も対象です。 【児童養護施設等】 京都市所管施設等は対象外です。	要領別表 手引P1～3
4	全体	共通	対象	公立、公的機関が運営する施設は光熱費支援事業、食材費支援事業について、基準額の1/2とされていますが、どのような施設が公立、公的機関に含まれるか。	具体的には市町村等の地方公共団体が運営する施設、公的公立病院が運営する施設が当たります。該当するかわからない場合は直接お問い合わせください。	
5	全体	共通	対象	要件期間の開始日の翌日（光熱費支援の場合は令和7年12月2日）以降に保険医療機関等の指定を受けた施設は、支援金の対象とならないのか。	令和7年度中に指定を受けた保険医療機関等であっても、要件期間の開始日時時点で指定を受けていない場合は交付対象となりません。	要領別表 手引P1
6	全体	共通	対象	主たる事務所が京都府内にある医療法人等が運営する施設はすべて交付対象としてよいのか。	京都府内に所在する施設のみを交付対象としていますので、府外に所在する施設の申請はできません。 なお、法人の所在地が京都府外であっても施設が京都府内に所在していれば交付対象となります。（介護サービス事業所及び障害者施設は京都市内を除きます。）	要領別表 手引P2～3
7	全体	共通	申請	申請期間は。	令和8年2月9日（月）～令和8年2月27日（金）まで ※郵送の場合は当日消印まで有効	手引P9
8	全体	共通	申請	交付金の申請方法は。	交付金申請電子システム（WEB申請）を利用し、交付申請書兼実績報告書（別記様式）、口座振替依頼書を作成し、振込先銀行通帳の写しを添付して申請してください。 通信環境等により、WEB申請が困難な場合は、交付申請書兼実績報告書（エクセル別記様式）をHPからダウンロードの上、作成・印刷し、必要提出書類をすべて添付して郵送申請してください。	手引P7～8
9	全体	共通	申請	WEB申請の場合、申請書類の郵送は不要か。	口座振替依頼書について、WEB申請・郵送申請に関わらず、委任状が必要な場合は、必ず印刷・押印した口座振替依頼書を郵送してください。	手引P9
10	全体	共通	申請	口座振替依頼書の口座名義等どのように記載するか。	口座名義は、通帳表紙裏にカタカナで記載されている名義を記載してください。記入例をHPに掲載していますのでご確認ください。口座名義等に誤りがある場合は、支払い不能となり、確認に時間を要し、交付手続きが遅れますので、ご注意ください。	
11	全体	共通	申請	委任状はどのような場合に必要か	申請者と口座名義人に相違がある場合（同一人物だったとしても役職が違う場合を含む）必須となります。 また、委任状は必ず押印した原本を送付いただく必要があります。	
12	全体	共通	申請	事業の重複申請は可能か。	光熱費支援、食材費支援、医療材料費支援、燃料費支援の4つの支援は、事業の性質が異なるものであるため、重複申請は可能です。	
13	全体	共通	申請	他の地方公共団体に係る補助金等と併用できるか。	光熱費支援、食材費支援、医療材料費支援、燃料費支援の4つの支援は、特定の経費を対象とするものではないため、他の地方公共団体に係る補助金等との重複は問いません。他の補助金をすでに申請されている場合や後に申請する場合は、そちらの基準をご確認ください。	
14	全体	共通	申請	申請は、法人単位で行うのか、施設単位か。1法人で複数の施設を運営している場合、まとめて申請できるか。	病院・診療所、施術所、介護サービス事業所、障害者施設、保育所など業種区分ごとに原則法人単位で申請してください。	
15	全体	共通	交付	全ての申請者に交付されるか。	本交付金は、予算の範囲内で交付しますので、申請件数によっては、交付額の調整を実施する場合があります。	手引P10
16	全体	共通	交付	交付決定の後に何らかの手続きが必要になるのか。	交付金の交付をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出は必要ありません。	
17	全体	共通	交付	今回の交付金は、HP上は令和7年度の申請（12月の補正予算）になっているが、今回の交付金は税務上、令和7年度分になるのか。	令和7年度補正予算になっているのは、京都府の予算上の話であり、法人としては、実際に交付金を交付された年度で、税務上の会計を行ってください。	
18	全体	共通	交付	交付基準額は。	要領別表2のとおりです。ただし、一部例外がありますので、要領上の注釈をご確認ください。	要領別表 手引P2～3
19	全体	病院又は診療所	対象	自由診療のみを行っている医療機関は対象か。	病院、診療所は、保険診療を行っている施設が対象であり、価格転嫁が可能な自由診療のみを行っている施設は対象外とします。	

No	事業	業種	区分	質問	回答	参考
20	全体	病院又は診療所	対象	歯科のうち障害者を診察した場合の加算について 1 対象期間は令和7年12月1日～令和8年1月31日までか。 2 1人でも診察したら対象となるか。また、複数人を診察しても1施設当たりの金額となるか。	1 令和7年12月1日～令和8年1月31日までの期間が対象です。 2 1人以上を診察した場合、1施設当たりの基準額が対象となります。	要領別表 手引P2～3
21	全体	病院又は診療所	対象	歯科のうち障害者を診察した場合は、保険証に黄色いシールで「重篤老人健康管理事業対象証」というのがはつてある方は診察料が無料となるが、加算の対象か。	身体障害者手帳を所持している、特別対応加算請求なし → (1) 加算 身体障害者手帳を所持している、特別対応加算を請求あり → (2) 加算 身体障害者手帳を所持していない、特別対応加算を請求あり → (2) 加算 身体障害者手帳を所持していない、特別対応加算を請求なし → 加算なし	
22	全体	診療所	対象	歯科診療所の加算の障害者手帳所持の患者の診察の場合、窓口では保険証の確認はするが、障害者手帳の有無の確認はしていない、どうやって確認すればよいか。○福の保険証障害者手帳所持と判断してよいか。	○福の保険証を所持されている方を障害者手帳所持と判断して構いません。	
23	全体	助産所	対象	出張業務を専門に行う助産所も対象か。	対象です。	要領別表2 手引P1～3
24	全体	施術所	対象	あはきにおいて、出張業務を専門に行う場合も対象か。	対象です。	要領別表2 手引P1～3
25	全体	施術所	対象	あはき・柔整において、「保険診療を行う」施術所が対象であるが、受領委任制度を用いていない場合も対象か。	医療保険（療養費）で定める施術を行っている場合は対象となります。 この場合、支払い方法は問いません。「償還払い」、「受領委任による支払い」どちらであっても対象となります。	
26	全体	診療所	申請	診療所が内科及び歯科を標榜している場合は、それぞれに申請できるか。	1つの施設において内科、歯科の両方を標榜している場合、重複して申請することはできません。	
27	全体	病院又は診療所	申請	病院の登録している病床数の内、休床中の病床は病床数に含めて申請できるか。	光熱費支援については、稼働病床数となりますので、休床中の病床は含まれません。 食料費支援及び医療材料費支援については、許可病床数での申請となりますので、休床病床も含まれます。	
28	全体	施術所	申請	施術所において、同一人が同一施術所で、あはき又は柔整法に基づく免許をどちらも保持している場合、申請はどうなるか。	申請は、免許の複数所持に関係なく、施術所単位で1申請です。	
29	全体	施術所	申請	施術所において、同一人が同一建物で、あはき又は柔整法に基づく施術所の両方を開設する場合は、申請はどうなるか。	同一建物で両方を開設する場合（出入口・待合室の別に限らない。）は、どちらか一方で1申請です。	
30	全体	病院又は診療所 介護	申請	病院又は診療所で介護サービスをしている場合は、病院又は診療所に介護サービスも申請可能か。 また、介護サービスのみなし指定を受けている場合は申請可能か。	介護サービス事業所等の入所系・通所系は、病院又は診療所と介護サービス事業所等の区分それぞれ申請可能です。 訪問系は、基準上の区画（設備）を介護サービス専用で有する場合はそれぞれ申請可能です。（基準上の区画（設備）を介護サービス専用で有することがわかる証拠書類（平等図等）を交付要領第7条に規定する書類に加え、交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存願います。） なお、訪問系において基準上の区画（設備）を病院又は診療所と共用している場合は介護サービス事業所等の区分は申請不可です。 また、要領別表2の交付対象者の要件に該当すれば、みなし指定であっても介護サービス事業所等の区分は上記同様に申請可能です。	
31	全体	障害	対象	移動支援は対象か。	対象外です。	
32	全体	障害	対象	日中一時支援は対象か。	対象外です。	
33	全体	障害	申請	複数のサービスを提供しているが、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としています。	
34	全体	障害	申請	同一建物でグループホームと通所系サービスの指定を受けているが、それぞれ別々に申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。 同一建物で入所系と通所系、入所系と訪問系、通所系と訪問系、通所系と通所系、訪問系と訪問系の指定を受けている場合も同じく、事業所番号単位で申請してください。（障害児相談支援と計画相談支援を同一建物で提供している場合を除く。）	障害者施設等の定員の考え方
35	全体	障害	申請	障害者支援施設（施設入所支援サービスを提供する施設）はどのように申請するのか。	施設入所支援を提供している障害者支援施設は、施設入所支援と通所系について指定を受けており、障害者支援施設として1つの申請となります。 光熱費支援事業は、原則、施設入所支援の定員数を記載しますが、外部から通所する利用者を受け入れている場合等で、「施設入所支援の定員数」＜「通所系の合計定員数」となる場合、施設入所支援の定員数×入所系単位数＋施設入所支援の定員を超過した通所系の定員数×通所系単位数で申請することができます。 詳しくは、ホームページの「障害者施設等の定員の考え方」をご確認ください。	障害者施設等の定員の考え方
36	全体	障害	申請	短期入所はどのように申請するのか。	指定類型により、以下のとおり申請してください。 単独型：短期入所単体での申請。（通所系事業所に併設している場合も単独型） 併設型：併設している入所系と併せて申請し、入所系の定員数と短期入所の定員数をそれぞれ記載し、合計定員と申請金額を計算します。 空床型：本体の入所系として申請するため、対象外です。	障害者施設等の定員の考え方
37	全体	障害	申請	訪問系について、居宅介護と行動援護の指定を受けている場合、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、最も提供実績が多い等の主たるサービス種別で申請をお願いします。	
38	全体	障害	申請	訪問系について、通所系と同じ事業所番号で指定を受けている場合、どのように申請するのか。	通所系で申請してください。	
39	全体	障害	申請	訪問系について、同一建物で居宅介護と計画相談支援の指定を受けている場合、申請はどのようにすればよいか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。	
40	全体	障害	申請	計画相談支援と自立生活援助の指定を受けている場合、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。	
41	全体	障害	申請	通所系事業所から従たる事業所がある場合、どのように申請するのか。	1つの事業所として申請してください。定員数は主たる事業所と従たる事業所の合算を記載してください。	

No	事業	業種	区分	質問	回答	参考
42	全体	障害	申請	通所系について児者多機能として指定を受けている場合、どのように申請するのか。	原則、事業所番号単位の申請としているため、別々に申請してください。	
43	全体	障害	申請	同じ場所で計画相談支援と障害児相談支援の指定を受けている場合、どのように申請するのか。	事業所番号は異なりますが、申請はどちらか一方での申請となります。最も提供実績が多い等の主たるサービス種別を申請してください。	
44	全体	障害	申請	医療型障害児入所施設と療養介護について定員を共有しているが、どのように申請するのか。	事業所番号は異なりますが、どちらかで申請してください。	
45	全体	障害	申請	通所系が同一事業所番号で多機能として複数のサービスを実施している場合、どのように申請するのか。	多機能型事業所として定められている合計人数で申請してください。（定員を合算して申請が可能です。）	障害者施設等の定員の考え方
46	全体	介護	対象	介護サービス事業所について、一つの事業所で複数サービスの指定を受けている場合はどうなるのか。	一つの事業所で複数サービスの指定を受けている場合は、それぞれのサービスごとに計算します。ただし、居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施している場合は、居宅サービス（例の場合：訪問入浴介護）で申請し、別途介護予防サービスの申請はできません。	要領別表 手引P2～3
47	全体	介護	対象	介護予防・日常生活支援総合事業は対象か。	市町村から指定を受けている事業所（補助、委託は対象外）は、通所型サービスは通所介護、訪問型サービスは訪問介護、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援において、申請可能です。ただし、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスで申請してください。（例：1つの建物で通所介護と総合事業の通所型サービスの両方の指定を受けている場合は通所介護のみで申請）	
48	全体	介護	対象	（介護予防）（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所は対象か。	特定施設入居者生活介護事業所については、事業所のうち、軽費老人ホーム・養護老人ホームについては対象とします。	
49	全体	介護	対象	介護サービス事業所等において、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は対象か。	利用者への価格転嫁が難しい介護サービス事業所等を対象としており、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は対象外です。	
50	全体	介護	対象	通所系サービスで複数の単位で実施している場合の定員の考え方はどうなるのか？	同一時間内に利用されている最大の定員数で申請してください。 事例① 9:00～12:00（定員10名）、13:00～16:00（定員10名）の2単位で実施されている場合⇒申請定員数は10名となります。 事例② 9:00～12:00（定員10名）、13:00～16:00（定員5名）、9:00～16:00（定員20名）の3単位で実施される場合⇒申請定員数は30名となります。 ※9:00～12:00の時間帯について30名が最大の定員となる。	
51	全体	介護	申請	介護サービス事業所について、居宅サービス（例：訪問入浴介護）と介護予防サービス（例：介護予防訪問入浴介護）の指定を一体で受けている場合、それぞれ申請が可能か。	居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施している場合は、居宅サービス（例の場合：訪問入浴介護）として申請してください。別途介護予防サービスの申請はできません。 通所介護・地域密着型通所介護と通所型サービス（総合事業）についても同様に通所介護として申請してください。	
52	全体	介護	申請	同じ事業所番号でサテライト事業所がある場合、それぞれ申請可能か。	サテライト事業所も申請可能です。 サテライト事業所で申請する場合は、申請書業績報告書の事業所名に「（サテライト事業所）」と明記して申請してください。	
53	全体	介護	申請	薬局において、介護サービス事業所等の居宅療養管理指導のみなし指定を受けている場合、介護サービス事業所等としても申請可能か。	居宅療養管理指導については、要領どおり対象外です。	
54	全体	介護	申請	居宅介護支援事業と一体的に介護予防支援事業を実施している場合、それぞれ申請は可能か。	事業所番号が異なっても、一体的に実施している場合は、どちらか一方で申請してください。事業所区画や職員体制が異なる場合、それぞれ申請は可能です。	
55	全体	介護	申請	地域包括支援センターは申請対象とならないのか。	光熱費について、介護予防支援事業所として申請可能です。	
56	全体	介護	申請	（介護予防）短期入所生活介護はどのように申請するのか。	指定類型により、以下のとおり申請してください。 単独型：短期入所生活介護事業所単体の定員で申請してください。 併設型：併設している入所系と併せて申請し、入所系の定員数と短期入所の定員数をそれぞれ記載し、合計定員で申請金額を計算します。 空床利用型：本体の入所系として申請するため、申請対象外です。	
57	全体	介護	申請	入所系サービスにおいて、短期入所療養介護はどのように申請するのか。	短期入所療養介護の定員数は、入所系サービスの定員に含まれますので、短期入所療養介護事業所として別個の申請はないものと考えています。	要領別表 手引P2～3
58	全体	保育	申請	定員は、認可定員か利用定員か、どちらで申請すればよいか。	認可定員での申請をお願いいたします。	
59	全体	薬局	申請	薬局で事業譲渡等があった場合、申請可能か。	薬局が対象期間中継続して指定を受けている場合は申請可能です。	
60	光熱費	共通	対象	公立・公的な施設は対象か。（光熱費）	【病院・診療所、介護サービス事業所、障害者施設、児童養護施設又は里親】 公立・公的な施設も対象となりますが、交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とします。なお、地方自治体の一般会計で直接運営する施設は除きます。 【保育所】 私立の保育所等が対象であり、公立・公的な施設は対象外となります。なお、公設民営の施設については、対象です。	要領別表 手引P1～3
61	食料費	共通	対象	公立・公的な施設は対象か。（食料費）	【病院・診療所、障害者施設、児童養護施設又は里親】 公立・公的な施設も対象となりますが、交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とします。なお、地方自治体の一般会計で直接運営する施設は除きます。 【介護サービス事業所】 入所系・通所系の公立・公的な施設も対象となります。ただし、通所系にあっては、地方自治体の一般会計で直接運営する事業所は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とします。（入所系は国事業を活用するため1/2としていません。） 【保育所】 私立の保育所等が対象であり、公立・公的な施設は対象外となります。なお、公設民営の施設については、対象です。	要領別表 手引P1～3

No	事業	業種	区分	質問	回答	参考
62	食料費	障害	申請	食料費事業について、通所系事業所はどのような場合に申請することができるか。	サービス提供の一環で食事を提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者支援施設が対象となります。（訪問系や児童発達支援センター以外の児童発達支援、放課後等デイサービスは除きます。） また、おやつ提供のみを行っている場合は対象外です。	要領別表
63	食料費	介護	対象	食料費事業について、通所系事業所についても食事を提供していることが要件になるか。	通所系事業所についても、入所系事業所同様、サービスの提供の一環で食事を提供し、介護報酬の請求を行うことが要件となります。	要領別表
64	食料費	介護	対象	国においては、「介護施設等に対するサービス継続支援事業」が実施されているが、京都府では本事業は実施しないのか。	今回の食料費支援のうち入所系サービスの一部について、国の「介護施設等に対するサービス継続支援事業」を活用して実施するものです。なお、国実施要綱・府実施要領において、補助単価は18,000円/定員となっておりますが、予算の範囲内での実施となるため、申請後、交付方法等の調整を行うことがあり得ますので、あらかじめご了承ください。	
65	食料費	保育	申請	食料費支援事業について、3歳未満児も含めた定員で申請しても良いか。	3歳未満も含めた利用定員にて申請してください。	
66	食料費	保育	申請	食料費支援事業について、給食提供を行っていないが、申請しても良いか。	認可外保育施設等において、給食提供を行っていない場合は、申請することができません。	
67	医療材料費	診療所等 薬局	対象	公立・公的な施設は対象か。（医療材料費）	【全て】 公立・公的な施設も対象となり、要領どおりの基準額となります。	要領別表 手引P1～3
68	医療材料費	診療所等 薬局	対象	医療材料費について、どのような経費が対象となるか。	光熱費と別途支援を行う人件費以外の経費（物品購入費等）が対象となります。	
69	燃料費	共通	対象	公立・公的な施設は対象か。（燃料費）	【障害者施設等】 公立・公的な施設も対象となりますが、交付する場合は基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とします。なお、地方自治体の一般会計で直接運営する施設は除きます。 【児童養護施設等】 公立・公的な施設も対象となりますが、交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とします。なお、地方自治体の一般会計で直接運営する施設は除きます。 【保育所】 私立の保育所等が対象であり、公立・公的な施設は対象外となります。なお、公設民営の施設については、対象です。	要領別表 手引P1～3
70	燃料費	共通	対象	どういった用途の車両が対象となるか。 事業所所有以外の車両でも対象となるか。	【障害者施設等】 利用者の送迎、利用者宅への訪問などサービス提供に使用する車両であり、原則として事業所所有の車両を対象とします。職員が通勤のために使用する車両や、単に納品等の業務にのみ使用する車両は申請できません。 職員の自家用車等をサービス提供に使用している場合等、事業所所有の車両以外の場合は、走行距離や訪問件数等に合わせたガソリン代、車両の使用状況を反映した費用を事業所が負担している場合に限り対象とします。 【保育所】 原則、施設が所有している、子どもの置き去り防止の安全装置がある送迎用車両となります。また、通園や園外活動など保育の用に供するサービスに使用する車両が対象です。職員の自家用車等は対象外です。 【児童養護施設等】 児童の送迎や保護者宅への訪問など、児童福祉サービスの提供に使用する車両が対象です。 （児童養護施設等） 児童福祉施設業務に使用する車両のみに限ります。 事業所所有の車両以外の場合は、走行距離や訪問件数等に合わせたガソリン代、車両の使用状況を反映した費用を事業所が負担している場合に限り対象とします。 （里親等） 通勤等に使用している車両であっても、児童の送迎等と併用している場合は、対象とします。	
71	燃料費	共通	対象	電気自動車は対象となるか。	電気自動車は対象外です。	
72	燃料費	共通	対象	カーリースは対象か。	対象です。	
73	燃料費	共通	対象	京都府外のナンバーの車両は対象となるか。	事業所所有の車両は原則、京都ナンバーが対象になります。京都府外に所在する事業所が所有する車両は申請に含めることができません。 なお、法人等の所在地が京都府外であっても事業所が京都府（京都市を除く）内で、車両は京都府（京都市を除く）の事業所のみで使用している場合は、府外ナンバーも本交付金の対象です。 ただし、京都府外の事業所においても使用している府外ナンバーの車両は対象外です。	
74	燃料費	保育	対象	公設民営の施設は対象か。	対象です。	
75	燃料費	共通	申請	複数の事業所において同一の車両を使用している場合は、どのように申請すればよいか。	同一の車両を重複して申請することはできません。1つの事業所で申請いただきますがどの事業所で申請するかは事業者で決定してください。	
76	燃料費	介護	対象	燃料費について、介護サービス事業所等が対象となっていないのはなぜか。	国の制度として「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」が実施され、同事業で燃料費が対象となります。申請方法については、別途お知らせいたします。	